

神奈川県水素ステーション運営費補助金実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、神奈川県水素ステーション運営費補助金について神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月23日制定。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付申請の期日）

第2条 要綱第6条に掲げる交付申請の期日は、令和7年12月26日とする。

（事前着手）

第3条 交付申請をしようとする者が、やむを得ない理由により交付決定前に補助事業に着手する場合は、神奈川県水素ステーション運営費補助金事前着手届（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助事業完了の期日）

第4条 要綱第11条に掲げる補助事業完了の期日は、令和8年2月28日とする。

（実績報告の期日）

第5条 要綱第13条に掲げる実績報告の期日は、令和8年3月24日とする。

附 則

この要領は、令和7年6月13日から施行する。

神奈川県水素ステーション運営費補助金事前着手届

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
住所
〔法人にあっては所在地〕
氏名
〔法人にあっては名称及び代表者職・氏名〕

補助金の交付等に関する規則第3条に基づき交付申請する予定の下記事業について、次の理由により交付決定前に事業着手するので届け出ます。

事業実施にあたっては、補助金の交付等に関する規則及び神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱を遵守し、県の指導に従います。

また、本件について、交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

- 1 事前着手する事業の名称
神奈川県水素ステーション運営費補助金
- 2 事業の概要
- 3 事前着手の理由
- 4 事業着手年月日及び事業完了予定年月日
年 月 日から 年 月 日まで